

議会運営委員会

令和3年5月25日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男

小城 世督

奥村 容子

伴 議 長

○溝部真紀子

嶋田 善行

齋藤 文夫

横田 敏文

2. 理事者出席者

総 務 部 長 面卷 昭男

3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子 同 係 長 吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 溝部委員、齋藤委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、溝部委員、齋藤委員を指名いたします。

両委員にはよろしく願いいたします。

改めて、委員構成が変わりまして、私、木澤と副委員長溝部と運営に当たらせていただきますので、どうぞご協力お願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布していますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

初めに、1. 協議事項、（1）令和3年第3回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

会期日程につきましては、3月18日開催の議会運営委員会で確認しました日程案のとおり、6月1日から6月18日までの18日間の会期日程で決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

令和3年第3回斑鳩町議会定例会は、6月1日から6月18日までの会期18日間ということで決定させていただきます。

次に、②付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

5月17日に6月議会上程予定案件について議員に資料が配布されましたが、その後、議案の追加があるとお聞きしております。本日、総務部長より説明をお願いいたします。 面巻総務部長。

総務部長

おはようございます。

5月17日に6月議会上程予定案件について、議員皆さまに資料を配布さ

せていただきましたが、その後、1件、議案の追加をお願いしたいことから、本日は、貴重なお時間を頂戴いたしまして、その概要についてご説明させていただきます。

追加をお願いします議案は、令和3年第3回定例会 提出予定議案の(1)斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてです。

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、令和3年9月1日から施行されることに伴い、同法を引用する条項について整理を行うものでございます。

施行期日は、令和3年9月1日から施行します。

ご理解を賜りまして、お取り計らいのほど、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま説明がありましたことについて、議事運営等について、質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 ただいま、総務部長から、議会運営委員会で説明していただきましたけれども、改めて全員協議会で説明していただく必要があるのかどうかについて、委員皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 説明していただいたらいいかと思います。

委員長 ただいまの、嶋田委員のご意見でいいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、そのように確認をさせていただきます。

それでは、次に、付議予定議案等の取り扱いについて、日程順に確認してまいりますので、議事日程と委員会付託表とをあわせてご覧ください。

まず、日程1. 会議録署名議員の指名、日程2. 会期の決定をします。

次に、日程3から日程5まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることとします。

次に、町長から提出されました議案を一括上程し、町長から総括提案説明を受け、その後、議事日程に従って議事を進めることとします。

それでは、各議案の取り扱いについて、付託先などの確認をさせていただきます。

まず、日程6. 議案第20号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託。日程7. 議案第21号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会へ付託。日程8. 議案第22号 斑鳩町公民館条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託。日程9. 議案第23号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についても、総務常任委員会に付託。

次に、日程10. 承認第10号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）と、日程11. 承認第11号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）の2議案は、専決処分に係る承認案件でありますので、慣例により、委員会付託を省略し、初日に諮ることといたします。

次に、日程12. 認定第2号 町道の認定及び廃止については、建設水道常任委員会に付託。

次に、日程13. 報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）、から日程18. 報告第14号 令和2年度斑鳩町文化振興財団事業報告について、までの6件の報告については、報告案件ですので、これまでの例により、本会議初日に報告を受けることにしたいと思います。

本会議初日に提出される予定の議案につきましては、以上のとおりですが、ここまで確認いたしましたとおり付議議案の取扱いをしたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認いたしましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますよう、お願いいたします。

なお、初日にお諮りする承認第10号と承認第11号について、討論の有無については初日の全員協議会で確認いただくこととなります。

もし、討論となった場合、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者を1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認しておきます。

ここで、事務局より、6月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について相談があるとのことですので、発言を許可します。

佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

おはようございます。議会事務局より、6月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策についてご相談させていただきます。

令和3年度に入りましても、さまざまな感染症予防対策を講じてまいりましたが、5月に入っても、町内で新たに新型コロナウイルス感染症の感染者が発生が続いており、予断を許さない状況が続いております。

このことから、1点目、議場における新型コロナウイルス感染防止対策についてです。議員席、傍聴席及び議場の扉、理事者の出席につきましては、3月議会と同様の対応、議員席・傍聴席は間隔をあけて着席、議場の扉は開放、エレベーター南側のガラス扉を閉める、理事者の出席は理事者判断で縮小する、かどうかをご協議いただきたいと考えております。

なお、この場合、改選により、議員席が3月議会から一部変更になりますので、本日、議員席案をお手元に配布しております。

2点目です。本会議における町長の提出議案説明朗読の一部省略について

です。これまでと同様に、会議時間短縮のため、事前に配布される文書をあらかじめ読んでいただき、本会議での朗読については説明部分を省略される議事運営について、6月議会も同様に行うかご協議をお願いいたします。

これらのことについて、ご協議いただきますよう、委員長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

委員長 ただいま、6月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について、事務局から相談がありましたが、これについて質疑、意見があればお受けしたいと思えます。

(な し)

委員長 それでは、事務局から提案いただいたとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、6月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策については、議員席は別案のとおり、傍聴席及び議場の扉、理事者の出席については3月議会と同様の対応とする、また、本会議における町長の提出議案説明朗読についても3月議会と同様に一部省略とする、ということで確認をさせていただきます。

以上で、(1) 令和3年第3回斑鳩町議会定例会についてを終わります。

次に、(2) 要望書等の取扱いについてを議題とします。

これまでに2件の陳情書等を受けております。この取り扱いについてご協議いただきたいと思います。

はじめに、この文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局から説明をお願いします。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 それでは、これまでに提出を受けました2件の陳情書等について、提出を受けた経緯などをご報告いたします。

1点目、所得税法56条の廃止を求める意見書を国にあげてくださいます。

いてです。新日本婦人の会奈良県斑鳩支部の伊藤幸子様が、5月14日に議会事務局に来庁され、提出されたものです。

内容としましては、日本の税制では、自営業者の家族労働者の働き分が事業主の所得となっており、必要経費と認めていないことから、家族従業者が不利益を受けており、国に改善を求めてほしい、というものでございます。

なお、税務課に事前調査いたしましたところ、白色申告をした場合は、家族労働者について一定の控除、配偶者86万円、配偶者以外50万円が認められますが、青色申告をした場合は、家族労働者の給与が必要経費と認められると聞いております。

2点目です。日本のジェンダー平等への機運を地方から広げるため、国に対し、選択的夫婦別姓の導入など、民法改正を求める意見書をあげてくださるについてです。新日本婦人の会奈良県斑鳩支部の伊藤幸様が、5月14日に議会事務局に来庁され、提出されたものでございます。

内容としましては、望む人に、夫婦別姓を選ぶことができるよう、民法改正を国に求めてほしい、というものでございます。

以上でございます。

委員長

ただいま議会事務局長から説明がありましたが、これらの陳情書等の取り扱いについて、提出を受けました順にひとつずつ委員皆様のご意見をお聞きしたいと思いますが、これらの陳情書について目を通していただく時間を確保するため9時25分まで休憩いたします。

(午前9時12分 休憩)

(午前9時19分 再開)

委員長

再開いたします。

それでは、順を追って、委員皆様のご意見をお聞きしていきたいと思っております。

初めに、所得税法56条の廃止を求める意見書を国にあげてください、について、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 所得税法の第56条がどんな文言かも私自身はわからないし、ここに書いてある内容について、本当のことかどうかはわからないので、これは議員に配って勉強していただくということでいいのではないかなと思います。

委員長 ほかにございませんか。 横田委員。

横田委員 青色事業専従者給与という、青色申告のがありますよね、それを選択したらこの問題はないということですか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 税務課のほうに確認しておりますけれども、青色申告の場合、事前の申告も必要ということで、やはり白色申告よりは事務作業が多いようではございますけれども、青色申告にすればそれが救済できるために、所得税法57条というのが設けられているとお聞きしております。以上でございます。

横田委員 であればですね、青色申告をやっていただくという方法でやればいいのかというふうに思います、以上です。

委員長 ということは。 横田委員。

横田委員 この意見書は、私はいらぬというふうに思います。

委員長 嶋田委員と同じように、議員に配布にとどめるということでよろしいですか。

横田委員 それはそれで結構です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 今、お二人の委員さんから配布にとどめてはどうかということで意見いただきましたけど。 齋藤委員。

齋藤委員 私も配布でいいと思います。

委員長 ほかの委員さんも同じ意見でいいですか。 奥村委員。

奥村委員 同じ意見です。

委員長 小城委員。

小城委員 同じで。

委員長 そうしましたら、配布にとどめてはという意見が多いようですので、この意見書につきましては、議員配布にとどめるということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、日本のジェンダー平等への機運を地方から広げるため、国に対し、選択的夫婦別姓の導入など、民法改正を求める意見書をあげてください、について、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

嶋田委員。

嶋田委員 うちの子どもが去年結婚しまして、その時に夫婦別姓になんてなってないのとだいぶ僕に言いましてんけども、これは国の法律ですので、しかも今、国会の中では女性議員を中心に超党派でこの改正するかどうか議論されておられますので、そこらへんも考えて、国の動向をみると、注視するというところで、配布にとどめるという感じでいいのではないかなと思います。

委員長 ほかにございませんか。 横田委員。

横田委員 私も、嶋田委員と同じ意見です。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 私も、配布でいいと思います。

委員長 ほかにございませんか。 奥村委員。

奥村委員 これ、大変重要なものだと思いますけども、嶋田委員と同じ意見でいいと思います。

委員長 小城委員。

小城委員 私も嶋田委員と同じで、配布でいいかと思います。

委員長 そうしたら、溝部委員ご意見をお聞かせいただけますでしょうか。

溝部委員 同じで。

委員長 そうしたら全員さん配布にとどめてはということですので、こちらのただいま議題となっております陳情書につきましては、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。

それでは、(2) 要望書等の取扱いについては、以上で終わらせていただきます。

総務部長から、他に報告等しておくことはございますか。

(な し)

委員長 総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくことと
します。お疲れさまでした。
暫時休憩します。

(午前9時24分 休憩)

(午前9時24分 再開)

委員長 それでは、再開いたします。
次に、2. その他についてを議題といたします。
各委員から質疑、ご意見等あれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 ないようでしたら、私より、今年度の当委員会の取り組みテーマについて
ご相談をさせていただきたいと思います。

お手元に、これまでのテーマの資料を参考として配布しています。資料を
見ていただいて、どのようなテーマが良いか、次回以降の委員会で議論して
いきたいと思います。

また、3月23日の全員協議会で、議会議長交際費支出基準について個人
の飲食にかかる会費の取り扱いについて、ご意見がありましたので、今年度
の議会運営委員会で確認してまいりたいと思いますが、よろしいでしょ
うか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、次回以降、またありましたら本日で構いませんけども、
テーマ等について提案いただければと思います。 齋藤委員。

齋藤委員 私、町議会議員2年間させていただいてですね、やはり議会の発信力って
いうんですか、少ないっていうかね、その辺を高めて、やはり町民に言うこ
とは言うっていうかね、こんなことをやってるんだよということをもっとP

Rっていうかね、するような方策っていうの、検討したほうがいいんじゃないかなという感じがします。何をどうするかっていうのは頭の中にははっきりはないんですけどもね、ほかの議会見ると、議会のライブ配信だとか、それから再生配信、そういうのをやっているところもあるし、それがいいのかどうかというのもありますけども、例えば議会報告、全戸に配布するんで、もうちょっと詳しく、めんどうですけどね、なんかそういうのとか、それがどうするっていうのじゃないけど、何かもうちょっと発信するものがないものかなと、2年間させてもらって感想ですので、その辺のところ議論を深めてかなというのと。

あともうひとつは2年間させてもらって、まだ見えない部分というのが議会の中で見えない部分というのがあって、結構あるような気がするんです。例えば慣例、明文化されている慣例もありますけども、明文化されていない慣例というのものもあるような感じがしますのでね、その辺のところ先輩議員が慣例ですと言っている、昔慣例だったかもしれないけど、今慣例になってないとかね、昔とかいろんなあると思いますけど、明文化できるようなものは明文化して、例えば、次回の1期生のためにも、何かそういうのはあればどうかかなと、私は感想です、感想っていうか思いです。以上です。

委員長 今、齋藤委員から議会の発信力の問題と、あと、慣例の問題についてご発言いただきました。これもまた次回以降ですね、テーマとして取り上げていくのかも含めて検討させていただきたいと思います。

本日の時点でほかにご提案いただけるテーマ等はございますか。

小城委員。

小城委員 28年度の時にやっている議会のIT化、もう一度、コロナ禍ですし、オンライン配信等、そういったコロナ禍だからこそやらないといけないことっていうのをテーマにあげからいいのかなと思います。

委員長 そしたら小城委員からは、議会のIT化ということでご提案いただきました。

あとまた本日でなくても、次回の時に提案いただいても結構ですし、途中

でも思いついたテーマ等がありましたら、口頭でも文書でも構いませんので、事務局のほうに提出していただければ、また次回の議会運営委員会で諮らせていただきたいと思いますので、お願いをしておきます。

そうしましたら、この件については以上でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 議長から何かございませんか。
伴議長。

議長 6月の議会のことでちょっと皆さんにお話ししておきたいことがございますので、ちょっと話させていただきます。

理事者より、私のほうに相談があり、現在、健康対策課においては新型コロナウイルスワクチン接種について、国の要請により、7月末までに、65歳以上の住民の接種を完了することができるよう、当初のスケジュールを組みなおし、体制整備、接種対象者への通知、調整、相談等、多くの業務に追われているとのことです。

このため、6月議会においては、住民生活部、特に健康対策課の所掌事務について議会対応が難しいことが予測されるとのことです。

また、当初、土曜日・日曜日のみで予定されていた接種日についても平日実施を余儀なくされており、一般質問2日目である6月7日は平日実施の初日にあたる予定であり、県から派遣される医療チームとの調整のため、6月4日、7日の一般質問日については、住民生活部長、次長は、本会議を欠席せざるを得ない状況となる可能性が強いとのことです。

私といたしましても、ワクチン接種の円滑な実施に協力したいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと、こういうことでございます。

議会事務 ただいま、議長からお話のあったことについて、質疑、意見があれば、お局長 受けいたします。 齋藤委員。

齋藤委員 欠席は仕方がないと思いますが、優先して構わないと思いますが、もし誰

かが一般質問したら誰が答えるのか。

委員長 伴議長。

議長 そのあたり、私、副町長に問い合わせしますと、乾副町長が答弁されるというように聞いております。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 すみません、補足させていただきますけども、課長と副町長とあわせてというふうにお聞きしております。以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 今回の議長のご相談ですけれども、結局、一般質問、高齢者のコロナ接種に関しての一般質問はできるだけ控えた方がいいのではないかなと、そういうふうな感想を持ちましたんで、一応、意見は言わせていただきます。

委員長 理事者のほうから議長に対して相談があったということで、議長発言されましたけども、一般質問をどうするかという判断についてですね、そこは議長どういうふうにお考えでしょうか。 伴議長。

議長 各自の議員が、それぞれ今の状況を勘案して、そして判断していただくということが一番いいかなと。まあ、今、副議長、嶋田委員が言われたような形で、私自身は進めていただければなと思っているところはあります。
以上でございます。

委員長 また、内容等、答弁がどうなるか等については、担当課に行って、事前にご相談いただくのがいいのかなというふうに思いますけども。ワクチン接種によって業務が多忙化しているという点については、それぞれの議員皆さんが判断いただいて、ご配慮いただければなというふうに思います。

そうしましたら、議長からお話のあったことについては、できるだけ議員個人の皆さんで判断いただいてご配慮いただくということで確認しておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

はい。

ほかに事務局から何かございませんか。

(な し)

委員長

それでは、他にご意見等もないようですので、その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会とします。

どうもお疲れ様でした。

(午前9時35分 閉会)